三豊市告示第１３８号

軽自動車税納税通知書の公示送達書

別紙の者、いずれも住所（所在地）が不明のため、令和８年度軽自動車税納税通知書の送達が不能につき、地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達する。なお、同条第３項の規定により、令和８年５月２１日をもって書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る納税通知書については、当所（三豊市税務課）に保管しているので、該当者の申出があり次第、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年５月１４日

三豊市長　山下　昭史